

DF実務者資格維持の継続教育（CPE）ポイントについて

DF実務者資格認定試験（CDFP-P）に合格し、DF実務者資格の認定を取得した方は、取得した日から3年後の年末までの有効期間があります。有効期間内に必要な継続教育ポイントを取得し、ポイントを計算したデータをIDF事務局に提出した場合は、有効期間経過後さらに3年間、その効力が継続されます。

1 必要条件

DF実務者資格の認定を受けてから、又は更新をしてから、有効期間経過後にもその効力の継続を希望する場合は、DF実務者資格の有効期間内に合計50ポイント以上の継続教育ポイントを取得する必要があります。ただし、有効期間内に50ポイント以上取得した場合であっても、さらに3年後の継続教育ポイントとして繰り越すことはできません。

2 継続教育ポイントの対象

(1) IDF主催のイベントや各分科会

IDFが主催するIDFコミュニティ及び総会時講演会への参加は1時間で1ポイント、合計参加時間が1時間以上の場合は、時間に換算して小数点1桁は切り上げになります（例えば、合計参加時間が210分の場合は3.5時間＝3.5ポイントであり、小数点1桁を切り上げて4ポイントになります）。ただし、合計参加時間が1時間に満たない場合は0ポイントになります。

IDFが主催するIDF講習会及び各分科会（各WGが主催する講演会等も含む）への参加は、IDF講習会の1コース又は1つの分科会への参加ごとに1時間で1ポイント、1時間以上の場合は、時間に換算して小数点1桁は切り上げになります。

ただし、参加時間が1時間に満たない場合は0ポイントになります。

なお、継続教育ポイントの対象となる分科会は、以下になります。

- ・ 技術分科会
- ・ 法務・監査分科会
- ・ ヘルスケア分科会
- ・ DF人材育成分科会
- ・ 法曹実務者分科会

今後、分科会を新設した場合も継続教育ポイントの対象になります。

IDFが主催するIDFコミュニティ、総会時講演会、IDF講習会又は各分科会の講師又はパネリストとして登壇した場合は、1回の時間が1時間未満の場合は5ポイント、1時間以上の場合は10ポイントの固定になります。なお、資料作成や打合せ等の時間は換算されず、イベントへの参加も含めた1日の上限は20ポイントとします。例えば、あるイベントの午前に1時間、午後に1時間及び夕方に1時間の計3回の講師として登壇し、その後、同じ日のイベントに2時間の参加をした場合であっても、32ポイントではなく上限20ポイントの取得になります。

(2) 他のイベント

他のシンポジウムやワークショップ等のイベントへの参加は1時間で0.5ポイント、合計参加時間が1時間以上の場合は10分単位で計算し、小数点2桁は切り上げになります（例えば、合計参加時間が210分の場合は3.5時間＝1.75ポイントであり、小数点2桁を切り上げて1.8ポイント、合計参加時間が75分の場合は10分単位のために70分＝1.166…ポイントとなり、小数点2桁を切り上げて1.2ポイントになります）。ただし、合計参加時間が1時間に満たない場合は0ポイントになります。

他のシンポジウムやワークショップ等のイベントの講師又はパネリストとして登壇した場合は、1回の時間が1時間未満の場合は2.5ポイント、1時間以上の場合は5ポイントの固定になります。なお、資料作成や打合せ等の時間は換算されず、イベントへの参加も含めた1日の上限は10ポイントとします。

継続教育ポイントの対象となるイベントは、決まったものから公表いたします。

(3) その他

その他の継続教育ポイントの対象となるものは、公表内容に記載いたします。

3 受講証明書の発行

前項(1)の受講証明書は、DF実務者資格保有者からの申請に基づき、IDF事務局が発行いたします。
前項(2)の場合は、対象となるイベントへ申し込まれたメール等の資料を受講証明書の代わりといたします。
前項(3)の場合は、公表内容に記載いたします。

4 継続教育ポイントの申請方法

各自で継続教育ポイントを計算したデータをIDF事務局に提出していただきます。提出するデータの様式は、公表いたします。

事務局にて申請内容を確認し、問題がなければ継続申請料(10,000円：会員/非会員/学生いずれも同じ)のお支払い(振込)についてご案内いたします。

お支払いが確認できましたら、有効期間を証明する「DF資格証明書」を送付いたします。

なお、継続教育ポイントの受講証明書又はこれに代わる資料を提出していただく場合がありますので、各自で受講証明書又はこれに代わる資料を保管しておいてください。

5 留意事項

DF実務者資格保有者が、有効期間内に継続教育ポイントを計算したデータをIDF事務局に提出しなかった場合は、DF実務者資格の認定が自動的に失効します。ただし、やむを得ない事情があり、IDFが認める場合にはこの限りではありません。再度DF実務者資格の認定を取得する場合は、DF実務者資格認定試験を受験して合格する必要があります。

なお、DF基礎資格保有者(CDFP-B)につきましては、継続教育ポイントを取得する必要はありません。

変更履歴

2022年12月1日制定

2024年4月1日改定

2025年2月20日改定

2025年3月24日改定

2025年6月6日改定